

## 非常勤役員等の会議出席手当支給規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人麦の芽福祉会の非常勤役員等の会議出席手当に関する事項を定める。

(非常勤役員等)

第2条 この規則の非常勤役員等とは次の者をいい、施設の職員を兼務する役員を除く。

- ア、理事、監事
- イ、評議員、評議員選任・解任委員
- ウ、相談苦情解決第三者委員
- エ、顧問・相談役
- オ、日常運営の必要に応じて招集した各種委員
- カ、その他理事長が必要と認めた業務を行う者

(支給の対象)

第3条 会議出席手当を支給することができる対象は次のとおりとする。

- ア、理事会、常任理事会への出席
- イ、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席
- ウ、監事による定期または臨時監査の実施
- エ、行政機関による監査等の立合い
- オ、相談苦情解決会議、その他委員会等法人機関会議への出席
- カ、内外の視察業務や研修業務

(手当の支給)

第4条 非常勤役員等が支給の対象となる場合に会議出席手当を支給することができる。会議出席手当の額は、次の金額とする。

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 前条ア及びイ | 5,000円(源泉徴収税額控除後の額)  |
| 前条ウ及びエ | 10,000円(源泉徴収税額控除後の額) |
| 前条オ及びカ | 3,000円(源泉徴収税額控除後の額)  |

(旅費)

第5条 旅費は、旅費規定に準じて支給することができる。

(改廃)

第6条 この規則を改正する必要がある場合には、評議員会の承認を受けて行う。

(附則)

この規則は、「役員及び評議員の旅費・報酬等に関する規定」を廃止し、2017年4月1日より施行する。

この規則は、2018年 6月 1日より施行する。

この規則は、2020年 6月26日より施行する。